

北名古屋市ふるさと納税協力事業者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した北名古屋市（以下「本市」という。）への寄附の促進並びに市内産業の振興及び活性化を図るため、寄附者に対しお礼品として贈呈する商品又はサービス（以下「お礼品等」という。）を提供し、本市の魅力をPRすることに協力可能な事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し必要な事項を定める。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者であるものとする。

- (1) 本社（本店）若しくは支社（支店）又は事業所若しくは工場が本市内にある法人、団体又は個人事業者であり、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づく第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に基づくお礼品等を取り扱っていること。
- (2) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 申請時点で市税等の滞納がないこと。
- (4) 本市指定のふるさと納税事務委託業者（以下「取りまとめ業者」という。）が運営するふるさと納税ポータルサイトに掲載する事業者名、お礼品等の画像、名称及び説明等の提供が可能であること。
- (5) 電子メールの送受信が可能な環境を有しており、取りまとめ業者との連絡調整が可能であること。

(お礼品等の要件)

第3条 お礼品等は、次の各号に掲げる要件を満たす商品又はサービスとする。

- (1) 本市内で生産、製造若しくは加工されている商品又は本市内で生産された原材料を使用している商品であること。また、飲食物の場合は、出荷後に概ね7日程度の賞味期限が保障されていること。
- (2) 本市内で提供されるサービスであり、サービスの主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
- (3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものについては、当該期間において安定供給が見込まれるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号に規定するお礼品等基準に違反していないこと。

2 お礼品等の額は、1回あたりの寄附金の額の3割以内とし、梱包に係る費用については、総額に含むものとする。

3 配送業者は、取りまとめ業者が指定し、本市が送料を負担する。
(登録申請及び決定の方法等)

第4条 登録を希望する協力事業者は、「ふるさと納税協力事業者登録申請書」(様式1)及び市長が別に定めるものを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申請があったときは、当該申請内容を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を「ふるさと納税協力事業者登録申請に対する決定通知書」(様式2)により通知するものとする。

3 お礼品等の追加、修正又は停止を行う場合は、第1項の規定によらず、協力事業者から取りまとめ業者へ直接届出を行うものとし、取りまとめ業者の判断により、変更決定を行うものとする。
(登録事項の変更等)

第5条 登録事項に変更があったとき又は事業を休止若しくは廃止したときは、「ふるさと納税協力事業者登録(変更・休止・廃

止)届」(様式3)を速やかに市長に提出しなければならない。

(協力事業者の取消し等)

第6条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書へ故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間に渡り休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (5) 第5条に規定する変更等の届出を提出する必要があるにもかかわらず、届出を提出しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その者に対して、「ふるさと納税協力事業者登録取消通知書」(様式4)をもってその旨を通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。